

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）に係る面談
2. 日時：令和5年9月6日（水）10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
佐藤室長補佐、新井安全審査官、横山係長、植木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - 「福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（以下「措置を講ずべき事項」という。）等への適合性
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
 - （申請概要全般）
 - 今回の申請（使用済セシウム吸着塔一時保管設（第三施設）増設）に伴う工事の対象施設・設備全般（敷地、基礎地盤、クレーンレール等）について、図面等も含めて資料に示して説明すること。
 - 高性能容器（HIC）発生量低減対策の取組状況について資料に示して説明するとともに、低減対策実施後のHIC発生量の実績についても資料に示して説明すること。
 - （個別事項関係）
 - 地盤支持評価、積雪荷重に対する評価等の具体について資料に示して説明すること。
 - クレーンレールの延伸に関して、現行レールとの接続方法等も含めて工事の内容について資料に示して説明すること。
 - （まとめ資料関係）
 - まとめ資料については、措置を講ずべき事項への適合性を網羅的に示すものであることから、今回の申請に伴い新たに追加する事項に加えて、既認可の内容から変更がないものについても、その根拠として現行実施計画に記載する仕様や評価結果等を添付する等、必要な情報を網羅的にまとめること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）増設）

以上